

国土利用計画（岐阜県計画）

—— 第 五 次 ——

平成 2 9 年 3 月

岐 阜 県

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

岐阜県は、古来、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。豊かな森を源とする「清流」は、県内をあまねく流れ、里や街を潤しています。そして、「心の清流」として、私たちの心の奥底にも脈々と流れ、安らぎと豊かさをもたらしています。

私たちの「清流」は、飛騨の木工芸、美濃和紙、関の刃物、東濃の陶磁器など匠の技を磨き、千有余年の歴史を誇る鶺鴒などの伝統文化を育むとともに、新たな未来を創造する源になっています。

私たち岐阜県民は、「清流」の恵みに感謝し、「清流」に育まれた、自然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝ものとして、活かし、伝えてまいります。

そして、人と人、自然と人との絆を深め、世代を超えた循環の中で、岐阜県の底力になり、100年、200年先の未来を築いていくため、ここに「清流の国ぎふ憲章」を定めます。

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした

自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、

新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

国土利用計画（岐阜県計画）第五次

目 次

はじめに	1
1 県土の利用に関する基本構想	2
(1) 県土利用の基本方針	2
ア 県土利用の基本理念	2
イ 県土利用をめぐる諸状況の変化	2
ウ 県土利用の課題	3
エ 持続可能な県土利用の基本方向	5
(2) 地域類型別の県土利用の基本方向	5
ア 都市	5
イ 農山村	6
ウ 自然維持地域	6
(3) 利用区分別の県土利用の基本方向	6
ア 農地	6
イ 森林	7
ウ 原野等	7
エ 水面・河川・水路	7
オ 道路	7
カ 住宅地	7
キ その他	8
2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 及びその地域別の概要	9
(1) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	9
(2) 地域別の概要	10

3	2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	1 4
(1)	国土利用計画法等の適切な運用	1 4
(2)	県土の保全と安全性の確保	1 4
(3)	自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保	1 4
(4)	活力ある県土の構築	1 5
(5)	土地の有効利用の促進	1 5
(6)	土地利用の転換の適正化	1 6
(7)	県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発	1 7
(8)	指標の活用	1 7
	おわりに	1 8
	参考資料	1 9

はじめに

従来、国土利用計画は限りある国土を有効に利用するという観点から、無秩序な開発に歯止めをかける等、土地需要を量的に調整する役割を担ってきました。

このような役割は、今後も一定程度必要であるものの、人口が減少し、土地需要が減少する時代においては、国土を適切に管理し荒廃を防ぐ等、国土利用の質的向上を図る側面がより重要となっており、国土利用計画の役割は大きな転換点を迎えています。

今後は、国土の利用・管理のあり方を見出していくとともに、自然環境の再生・活用や安全な土地利用の推進等により、より安全で豊かな国土を実現していくことが、国土利用計画の大きな役割として期待されています。

そこで、国では「適切な国土管理を実現する国土利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用」、「安全・安心を実現する国土利用」の3つを基本方針として、国土の安全性を高め、持続可能で豊かな国土を形成する国土利用を目指そうとしています。

この計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、岐阜県の区域における国土（以下「県土」という。）の利用に関し基本的事項を定めるものであり、国が定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）及び市町村が定める土地の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）とともに同法第4条の国土利用計画を構成し、県土の利用に関する行政上の指針となるとともに、市町村計画及び岐阜県土地利用基本計画の基本となるものです。

なお、この計画は、全国計画の改定及び社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

1 県土の利用に関する基本構想

(1) 県土利用の基本方針 ～「持続可能な県土利用に向けて」～

ア 県土利用の基本理念

岐阜県は自然に恵まれており、北部の飛騨地域では、御嶽山、乗鞍岳、奥穂高岳など標高3,000mを超える山々が連なり、南部の美濃地域は濃尾平野に木曾川、長良川、揖斐川が流れています。そのため、古くから「飛騨の山」、「美濃の水」という意味で「飛山濃水」の地と呼ばれています。

その多様な自然は、県民の多くが自慢に思う「ふるさとの誇り」となっており、特に、県土面積の約8割を占める森林が生み出す豊かな水は、全国有数の美しさを誇る川から海に通ずる豊かな清流となって県土を潤しています。

そして、流域に住む人々の生活とのかかわりの中で里川文化が生まれ、世界農業遺産に認定された「清流長良川の鮎」をはじめ、「飛騨の木工芸」、「美濃和紙」、「関の刃物」、「東濃の陶磁器」など、地域独自の資源を生み出してきました。

この先人のたゆみのない努力によって守り育てられた自然豊かな県土の利用にあたっては、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることから、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、諸状況の変化を踏まえ、総合的かつ計画的に行わなければなりません。

イ 県土利用をめぐる諸状況の変化

今後の県土の利用を計画するにあたっては、県土利用をめぐる次のような諸状況の変化を考慮する必要があります。

【人口減少と高齢化の進展】

国勢調査によると、岐阜県の総人口は平成12年をピークに減少傾向にあり、またその構成については、年少人口（0～14歳）が減少する一方、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進行しています。

こうした中、人口の地域的偏在も進んでいます。農山村の高齢化が著しい地域では、高齢の農業就業者の離農による農地の荒廃等により地域の維持そのものが困難になる集落が増大するおそれがあります。

また、都市においては、人口の減少による中心市街地の空洞化、低・未利用地や空き家の増加等により土地利用効率の低下が懸念されます。

【交通ネットワークの形成】

東海環状自動車道西回り区間や東海北陸自動車道の四車線化、中部縦貫自動車道等の整備が進められており、交通ネットワークが充実しつつあります。

さらに、平成39年頃を目途に東京・名古屋間を結ぶリニア中央新幹線の整備が進められており、県内には岐阜県駅（仮称）及び中部総合車両基地などのリニア関連施設が建設される予定です。その効果を県内全域に最大限に波及させるための具体的な施策が検討されています。

こうした交通ネットワークの充実は、人、モノの広域的な動きを活発にし、新たな企業の立地、モノづくり産業（製造業）、農林畜水産業、観光産業の発展などが期待されます。

【安全性への要請の高まり】

県土の多くが中山間地域にあることや市街地の多くが河川に囲まれた低い平地に立地する等災害に対して脆弱な構造を有しているという要因に加えて、近年の局地的な豪雨等の異常気象による水害や土砂災害の増加、平成26年9月に発生した御嶽山の火山災害、今後予想される南海トラフ地震や内陸直下型地震の発生、橋梁や道路等の社会資本の老朽化、農林地の管理放棄等による管理水準の低下が懸念される中、県土の安全性に対する要請はますます高まっています。

各種災害等を想定したリスクを踏まえて脆弱性を評価し、その対応方針を検討して、効率的・効果的に県土の強靱化を図ることが必要となります。

【豊かで美しい環境、景観に対する意識の高まり】

資源やエネルギーの大量消費が依然として続いている中、自然環境や景観の悪化、生物多様性の損失等に加え、地球温暖化等地球規模の環境問題が深刻になってきました。

県では、平成18年5月に開催された「全国植樹祭」、平成22年6月に全国で初めて河川を舞台にして開催された「全国豊かな海づくり大会〜ぎふ長良川大会〜」、そして、平成27年10月に開催された「全国育樹祭」を通じて、森林や森林が育む清流を保全することの大切さを発信することにより県民の環境保全意識も一層高まりを見せています。

こうした中、清流とその源となる山々に代表される豊かで美しい「清流の国ぎふ」を自然と人間とのかかわりの中で維持・保全し、その恵みを新たな世代へ引き継いでいく必要があります。

また、農山村の荒廃や野生鳥獣被害の深刻化等による地域特有の景観や落ち着いた都市景観の喪失、生活環境、自然環境の悪化が懸念される一方、自然とのふれあいや心の豊かさに対する志向の高まりとともに、良好な景観形成に向けて取組が進められるなど、人の営みと自然の営みの調和を図ることにより美しくゆとりある県土利用を進めることが求められています。

ウ 県土利用の課題

今後の県土利用において取り組むべき課題は、県土利用をめぐる諸状況の変化を踏まえ、土地の効率的利用、土地需要の調整の観点から県土の有効利用を図り、土地需要の量的な調整を行うこと、地域の活力を生み出し、安全性への要請や環境への関心の高まりにこたえる県土利用の質的向上を図ることです。

ただし、人口が減少し、土地需要の減少が見込まれる現在の状況において、土地利用における重要度は従来の土地需要の調整から県土利用の質的向上へと移行しつつあります。

これらを踏まえ、「安心して暮らせる県土利用」、「清流と自然を守り美しくゆとりある県土利用」、「地域の活力が創出される県土利用」の3つを基本方針とし、多様な主体による管理のもと、より良い状態で県土を次世代に引き継ぐ「持続可能な県土利用」を行うことが重要です。

エ 持続可能な県土利用の基本方向

(ア) 安心して暮らせる県土利用

防災施設整備をはじめとしたハード対策と災害関連情報伝達システムの構築等ソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図ったうえで、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限

することが必要です。

そのため、被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方を踏まえた橋梁や道路等、社会資本の計画的な維持管理、水系の総合的管理、農地の管理保全、森林の公益的機能の向上を高めていきます。

また、中長期的な視点から、高齢者施設等の要配慮者利用施設や災害時に重要な役割が期待される公共施設等について災害リスクの低い地域への立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めることも重要です。

(イ) 清流と自然を守り美しくゆとりある県土利用

「清流の国ぎふ」を新たな世代へと守り育てていくために、森・里・川・海が一体となった自然環境を保全するとともに、循環型社会づくり、地球温暖化の防止、次世代エネルギーの創出・活用、環境に配慮した自主的行動ができる人づくりに取り組み、環境負荷の低減につなげます。

また、自然環境の活用については、持続可能で魅力ある県土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能を活用する等の取組を推進します。また、資源を生み出す里山里川等の良好な管理と資源の利活用に努め、古くから伝えられている知恵や技術を継承します。さらに、自然公園などの自然資源や農山村における緑豊かな環境、人と地域の自然との関わりの中で育まれた伝統や歴史等を活かした観光や産品による雇用の創出等を通じて、都市や農山村の様々な地域間交流を促進します。

(ウ) 地域の活力が創出される県土利用

人口減少、少子高齢化の進展などの変化の中で、地域の活力を生み出していくために、広域的な交流拡大につながる道路の整備等により新たな企業の誘致、人・モノの交流拡大を図り、モノづくり産業（製造業）、農林畜水産業、観光産業等の地域産業を振興するとともに人が集まり、経済が循環する拠点性の高い地域づくりを進めます。

行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や住居を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への市街地の拡大を抑制します。集約化する中心部では、低・未利用地や空き家の有効利用等により、県内への移住定住の促進、市街地の活性化及び土地利用の効率化を図ります。

農林業等に供する土地利用を含む自然的土地利用については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、県土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約を進めることを通じて、荒廃農地の発生防止・解消と効率的な利用を図ります。また、県土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備・保全を進めます。

(エ) 多様な主体による県土管理の推進

これらの取組は、国及び県が示す広域的な方針とともに、各地域における自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の合意に基づく土地利用との総合的な調整のうえ進めます。このため、地域住民や市町村等、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方について検討するなど、地域主体の取組を促進することが重要です。

特に、県土管理については、このような地域による取組を基本としつつ、県土の多面的な価値に応じた公的主体及び土地所有者による管理と合わせ、良好な水資源をはじめとした県土の恵みを楽しむ都市住民や民間企業等の森林づくりへ

の参加等、多様な主体による県土管理を進めます。

(2) 地域類型別の県土利用の基本方向

代表的な地域類型として、都市、農山村、自然維持地域の県土利用の基本方向を以下のとおりとします。なお、地域類型別の県土利用にあたっては、相互の関係性に鑑み、相互の機能分担、交流・連携といった地域類型別のつながりを双方向的に考慮することが重要です。

ア 都市

人口減少・少子高齢化に対応し、地域の活力を創出するため、集約型都市構造（コンパクトシティ）を視野に入れ、環境への負荷の少ない安全で暮らしやすい拠点性の高いまちづくりを推進します。

このため、中心市街地における都市機能の集積や公共交通の利便性向上を推進しつつ、既成市街地においては再開発等により土地利用の高度化を図るとともに低・未利用地や空き家等の有効利用を促進します。特に、空き家については一戸建てとともに大型団地の空室が増加していることも踏まえ、高齢者福祉施設や市民の交流の場としての活用など、一層の有効利用を図る必要があります。

また、地域の合意を踏まえ、災害リスクの高い地域への都市化抑制や既に主要な都市機能が災害リスクの高い場所に立地している場合は、耐震化等により安全性の向上を促進していくことに加え、災害時の避難場所やオープンスペースの確保に配慮しつつ、災害リスクの低い地域に集約を図ることも重要です。集約化する地域の外側についても、公共サービスのあり方や土地利用等についての地域の状況に応じた対応を行います。

これらの取組により、より安全で環境負荷の低いまちづくりを進めるとともに、中心市街地の活性化など街の賑わいを取り戻し、高齢化にも対応した歩いて暮らせるまちづくり、地域住民にとっても利便性を実感できるまちづくりを実現していきます。

さらに集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山村の相互の機能分担や交流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図ります。なお、新たな土地需要がある場合には既存の低・未利用地の再利用を優先させる一方、農地や森林を含む自然的土地利用からの転換については、周辺土地利用との調和に配慮します。

また、災害に強い安全な都市の形成、都市緑化等による環境への負荷が少ない都市の形成を進めるとともに、良好なまちなみ景観の形成等により美しくゆとりある環境の形成を図ります。

イ 農山村

農山村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観を有する等、県民共有の財産であるという認識の下、農林畜水産業や地域産業の振興、生活環境の整備、農山村と都市の交流等を推進し、活力ある農山村づくりを進めるとともに森林整備や適切な農業用施設等の保全管理により災害に強い農山村づくりを促進します。

また、6次産業化などによる農林畜水産物の高付加価値化や新たな木材需要の創出等を通じた農林畜水産業の成長産業化等によって雇用促進や所得向上を図り、総合的な就業機会を確保すること等により元気な地域社会を築きます。

急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる中山間地域等の集落地域においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通などのネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成を進める

ことも有効です。

このような中で、農業の担い手への農地の集積・集約、緩衝地帯の設置等による野生鳥獣被害への対応、森林資源の循環利用や森林の適切な整備や保全を進めること等により、農山村における集落を維持して、優良農地や森林を確保し、地域住民に加え、企業・NPO・都市住民などの多様な参加によって適切な管理を行います。また、あわせて、農山村における景観、生態系の維持・形成を図るとともに、都市との機能分担や交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図ります。

農地と宅地の混在する地域では、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を進めます。

ウ 自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然の地域や野生生物の重要な生息・生育地、優れた自然の風景地など自然環境の保全のために維持すべき地域については、都市や農山村を含めた生態系ネットワークの中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、自然環境が劣化している場合は再生すること等により適正に保全します。その際、外来生物の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、都市・農山村との適切な関係を構築します。あわせて、自然環境データの整備等を総合的に行います。また、適正な管理の下、自然の特性を踏まえつつ、自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図ります。

(3) 利用区分別の県土利用の基本方向

利用区分別の県土利用の基本方向は以下のとおりとします。なお、各利用区分を個別にとらえるだけでなく、相互の関連性に十分留意する必要があります。

ア 農地

農地については、効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに県民に安定的に食料を提供するため、優良農地の確保と整備を行います。

その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の集積・集約化を推進します。中山間地域などでは、都市と農村の共生・交流など地域間の対流の促進による管理も含め、地域の状況に応じた多様な主体による役割分担のあり方について検討します。市街化区域内農地については良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも計画的な保全と利用を図るとともに、市民農園としての活用を通じて市民交流の場の提供を進めます。

また、良好な管理を通じて雨水の保水・貯留による洪水防止や生態系の保全、良好な景観の形成等農業の有する多面的機能が十分発揮されるよう配慮するとともに、ぎふクリーン農業の推進等により、環境への負荷の低減に配慮した農業の生産に努めます。

イ 森林

森林は、水源の涵養、山地災害の防止、木材の生産、二酸化炭素吸収による地球温暖化防止など多面的機能を有しており、それらを発揮しうる環境保全と木材生産を両立させた健全で豊かな森林づくりに向けて、森林の整備と保全を図ります。

森林づくりとしては、従来から取り組んできた林業活動を重視した、木を伐採して利用する取組に加え、環境を重視した、森林を守って活かす取組を行います。

また、都市周辺の森林については、良好な生活環境の確保のため、緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山村集落周辺の森林については地域社会の活性化等のため、里山林の整備等適正な利用を行います。原生的な森林や貴重な野生生物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、適正に維持・管理します。

さらに水源地の保全につなげるため、森林由来の水資源を利用している都市住民や企業等との協働による森林づくりを推進します。

ウ 原野等

原野等のうち、湿原、水辺植生、野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全をします。その他の原野については、地域の実情に応じて保全・利用を図ります。

エ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、河川氾濫地域における安全性確保のための河川等の整備と適切な管理、より安定した水供給のための水資源開発、河川管理施設や農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備、農業用排水施設の整備等に要する用地を確保するとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を進めます。また、水面・河川・水路の整備にあたっては、治水及び利水が持つ多様な機能の発揮・向上に留意しつつ、生物の多様な生息・生育環境としての機能発揮に必要な水量・水質の確保を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や人とのふれあいの場の形成を図ります。

オ 道路

【一般道路】

一般道路については、生活や社会経済活動を支え、交流拡大、地域間の連携を促し、災害時における輸送の多重性・代替性を確保するため、必要な用地の確保を進めるとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図ります。また、道路整備にあたっては、安全性、防災機能の向上、環境の保全に十分配慮します。特に市街地においては、環境施設帯の設置により良好な沿道環境の保全・創造に努めます。

【農道・林道】

農林産物の生産性向上や農林地の適正な管理を行うために必要な用地の確保を図るとともに、施設の適正な維持管理を通じて既存用地の持続的な利用を図ります。

また、林道については、人工林を中心に開設を進め、人工林の適正な管理につなげていきます。農道、林道の整備にあたっては、周辺環境への影響を十分考慮し、整備を進めます。

カ 住宅地

【住宅地】

住宅地については、居住ニーズの多様化、人口減少社会の到来、資源制約等の中で、豊かな住生活を実現するために耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図るとともに、良好な居住環境の形成を図ります。また、災害に関する地域の自然的・社会的特性を踏まえ、適切な土地利用を進めます。

【工業用地】

工業用地については、東海環状自動車道全線開通に向け、地域経済の発展につなげるた

め、周辺環境との調和に配慮しつつ、豊富な水資源等、地域の恵まれた立地を活かした工業用地の確保と企業誘致を図ります。また、工場移転等に伴って生ずる工場跡地については、土壌汚染の防止等に努めるとともに、良好な都市環境の整備のため有効利用を進めます。

さらに、工場内の緑地、水域やビオトープなどが希少な植物や水生生物等の生育・生息環境となっている場合もあるため、その保全に配慮するとともに、企業等による自主的な取組を促進します。

【その他の宅地】

事務所・店舗用地等その他の宅地については、市街地の再開発等による土地利用の高度化や商業の活性化及び良好な環境の形成に配慮しつつ、必要な用地の確保を図ります。また、大規模集客施設については、周辺への広域的な影響や景観・環境に対して配慮し、適正な立地を図ります。

キ その他

【公用・公共用施設の用地】

公園緑地、文教施設等公共用施設については、環境の保全に配慮して必要な用地の確保を図ります。また、施設の整備にあたっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点からまちなか立地に配慮します。

レクリエーション用地については、自然環境の保全を図りつつ、地域の振興等を総合的に勘案して計画的な整備と有効利用を進めます。

【低・未利用地】

低・未利用地のうち、工場跡地等都市の低・未利用地については、再開発等市街地整備用地や防災・自然再生のためのオープンスペース、公共用施設用地、居住用地、事業用地等として再利用を図ります。

農山村の耕作放棄地は、所有者等による適切な管理に加え、都市住民やNPO等多様な主体が直接・間接的に参加すること等により、農地としての活用を積極的に図るとともに地域の実情に応じて他用途への転換も含めて有効な活用を進めます。

また、ゴルフ場やスキー場等の比較的大規模な跡地は、森林への転換を進めるほか、周辺の自然環境や景観等への影響や災害リスク、地形等へ配慮しつつ、有効利用を図ります。

2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- ア 計画の目標年次は平成37年とし、基準年次は平成25年とします。
- イ 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、平成37年において、それぞれおよそ186万8千人（出典：岐阜県の将来人口推計）、71万6千世帯（出典：国立社会保障・人口問題研究所）と想定します。
- ウ 県土の利用区分は、農地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とします。
- エ 県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口や各種計画等を前提とし、用地原単位等*をしんじやくして、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用実態との調整を行い、定めるものとします。
- オ 県土の利用の基本構想に基づく平成37年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりです。
- カ なお、以下の数値については、今後の経済社会の不確定さなどにかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものです。

* 用地原単位＝計画を策定するにあたり、基礎とした人口1人当たりの必要な用地面積

第1表 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 単位：k m²、%

区 分	平成25年	平成37年	構 成 比	
			平成25年	平成37年
農地	574	562	5.4	5.3
森林	8,573	8,567	80.7	80.7
原野等	52	52	0.5	0.5
水面・河川・水路	289	290	2.7	2.7
道路	308	327	2.9	3.1
宅地	408	412	3.8	3.9
住宅地	247	247	2.3	2.3
工業用地	35	39	0.3	0.4
その他の宅地	126	126	1.2	1.2
その他	417	411	4.0	3.8
合 計	10,621	10,621	100.0	100.0
市 街 地	179	178	1.7	1.7

- 注 (1) 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。
- (2) 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。
平成25年欄の市街地面積は、平成22年の国勢調査による人口集中地区の面積である。
- (3) 構成比は、四捨五入の関係で合計と一致しない場合がある。
- (4) 「国土の利用区分の定義及び把握方法」に係る要領（平成24年12月20日付け国計管第4号国土交通省通知）に基づき、平成23年より「農用地」中に区分されていた「採草放牧地」を「原野」と合わせて「原野等」とし、「農用地」という区分を廃止して「農地」としている。

(2) 地域別の概要

ア 地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、当該地域の振興を図るため、地域固有の自然的、社会的、経済的特性に対応する土地利用を確保し、環境の保全が図られるよう適切に対処しなければなりません。

イ 地域の区分は、岐阜地域（岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡及び本巣郡）、西濃地域（大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡及び揖斐郡）、中濃地域（関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡及び可児郡）、東濃地域（多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市及び土岐市）、飛騨地域（高山市、下呂市、飛騨市及び大野郡）の5区分とします。

ウ 計画の目標年次、基準年次、県土の利用区分及び利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、（1）に準ずるものとします。計画の基礎的な前提となる平成37年における人口は、およそ岐阜地域73万2千人、西濃地域34万5千人、中濃地域34万2千人、東濃地域31万人、飛騨地域13万9千人とします。

エ 平成37年の地域別の利用区分ごとの規模の目標は、次のとおりです。

（ア）農地については、効率的な利用と生産性の向上に努めることにより、県内の農業生産力の維持強化を図ることとし、全体として減少するものの、岐阜地域120 k m²、西濃地域175 k m²、中濃地域109 k m²、東濃地域85 k m²、飛騨地域73 k m²程度となります。

（イ）森林については、適切な整備と保全を図ることとし、岐阜地域584 k m²、西濃地域979 k m²、中濃地域1,994 k m²、東濃地域1,162 k m²、飛騨地域3,848 k m²程度となります。

（ウ）原野等については、平成23年より、「農用地」内の「採草放牧地」を「原野」に含めたことにより、岐阜地域2 k m²、西濃地域9 k m²、中濃地域3 k m²、東濃地域9 k m²、飛騨地域29 k m²程度となります。

（エ）水面・河川・水路については、岐阜地域60 k m²、西濃地域79 k m²、中濃地域51 k m²、東濃地域37 k m²、飛騨地域63 k m²程度となります。

（オ）道路については、生活や社会経済活動を支え、交流拡大、地域間の連携を促すため、道路整備を進めることとし、岐阜地域59 k m²、西濃地域62 k m²、中濃地域80 k m²、東濃地域62 k m²、飛騨地域64 k m²程度となります。

（カ）宅地のうち、住宅地については、良好な居住環境の形成を図ることとし、岐阜地域76 k m²、西濃地域51 k m²、中濃地域52 k m²、東濃地域45 k m²、飛騨地域23 k m²程度となります。

工業用地については、地域経済の発展につなげるため、工業生産に必要な用地の整備を進めることとし、岐阜地域8 k m²、西濃地域10 k m²、中濃地域11 k m²、東濃地域8 k m²、飛騨地域2 k m²程度となります。

その他宅地については、岐阜地域37 k m²、西濃地域25 k m²、中濃地域23 k m²、東濃地域25 k m²、飛騨地域16 k m²程度となります。

（キ）その他については、岐阜地域46 k m²、西濃地域43 k m²、中濃地域132 k m²、東濃地域130 k m²、飛騨地域60 k m²程度となります。

- (ク) 市街地の面積については、一部地域で都市化の進展による増加はあるものの人口減少等を考慮し、岐阜地域93 k m²、西濃地域31 k m²、中濃地域17 k m²、東濃地域28 k m²、飛騨地域9 k m²程度となります。
- (ケ) 上記利用区分別の規模の目標については、ウで前提とした地域別の人口に関して、変動があることも予想されるので、流動的な要素があることを留意しておく必要があります。

第2表の1 地域別の概要

単位：k m²、%

区 分	岐 阜 地 域			
	平成25年	平成37年	構 成 比	
			平成25年	平成37年
農地	123	120	12.4	12.1
森林	585	584	59.0	58.9
原野等	2	2	0.2	0.2
水面・河川・水路	60	60	6.0	6.0
道路	55	59	5.5	5.9
宅地	120	121	12.1	12.2
住宅地	76	76	7.7	7.7
工業用地	7	8	0.7	0.8
その他の宅地	37	37	3.7	3.7
その他	47	46	4.7	4.6
合 計	992	992	100.0	100.0
市 街 地	93	93	9.4	9.4

構成比は、四捨五入の関係で合計と一致しない場合がある。

第2表の2 地域別の概要

単位：k m²、%

区 分	西 濃 地 域			
	平成25年	平成37年	構 成 比	
			平成25年	平成37年
農地	176	175	12.3	12.2
森林	980	979	68.4	68.3
原野等	9	9	0.6	0.6
水面・河川・水路	79	79	5.5	5.5
道路	58	62	4.1	4.4
宅地	85	86	5.9	6.0
住宅地	51	51	3.6	3.6
工業用地	9	10	0.6	0.7
その他の宅地	25	25	1.7	1.7
その他	46	43	3.2	3.0
合 計	1,433	1,433	100.0	100.0
市 街 地	31	31	2.2	2.2

構成比は、四捨五入の関係で合計と一致しない場合がある。

第2表の3 地域別の概要

単位：k m²、%

区 分	中 濃 地 域			
	平成25年	平成37年	構 成 比	
			平成25年	平成37年
農地	113	109	4.6	4.4
森林	1,996	1,994	81.3	81.2
原野等	3	3	0.1	0.1
水面・河川・水路	50	51	2.0	2.1
道路	76	80	3.1	3.3
宅地	85	86	3.5	3.5
住宅地	52	52	2.2	2.2
工業用地	10	11	0.4	0.4
その他の宅地	23	23	0.9	0.9
その他	132	132	5.4	5.4
合 計	2,455	2,455	100.0	100.0
市 街 地	17	17	0.7	0.7

構成比は、四捨五入の関係で合計と一致しない場合がある。

第2表の4 地域別の概要

単位：k m²、%

区 分	東 濃 地 域			
	平成25年	平成37年	構 成 比	
			平成25年	平成37年
農地	87	85	5.6	5.4
森林	1,163	1,162	74.4	74.3
原野等	9	9	0.6	0.6
水面・河川・水路	37	37	2.4	2.4
道路	58	62	3.7	4.0
宅地	77	78	4.9	5.0
住宅地	45	45	2.9	2.9
工業用地	7	8	0.4	0.5
その他の宅地	25	25	1.6	1.6
その他	132	130	8.4	8.3
合 計	1,563	1,563	100.0	100.0
市 街 地	28	28	1.8	1.8

構成比は、四捨五入の関係で合計と一致しない場合がある。

第2表の5 地域別の概要

単位：k m²、%

区 分	飛 驒 地 域			
	平成25年	平成37年	構 成 比	
			平成25年	平成37年
農地	75	73	1.8	1.7
森林	3,849	3,848	92.1	92.1
原野等	29	29	0.7	0.7
水面・河川・水路	63	63	1.5	1.5
道路	61	64	1.5	1.6
宅地	41	41	1.0	1.0
住宅地	23	23	0.6	0.6
工業用地	2	2	0.0	0.0
その他の宅地	16	16	0.4	0.4
その他	60	60	1.4	1.4
合 計	4,178	4,178	100.0	100.0
市 街 地	10	9	0.2	0.2

構成比は、四捨五入の関係で合計と一致しない場合がある。

3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

県土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進めます。このため、土地所有者は良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、県等は各種の規制措置・誘導措置を通じた総合的な対策を実施します。なお、本計画は、県等の公的主体に加え、地域住民や民間企業、NPO、大学などの多様な主体の活動によるオール岐阜県で取り組む必要があります。

2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりです。これらの措置については、1(1)エに掲げる「持続可能な県土利用の基本方向」の観点を総合的に勘案した上で実施を図ります。

(1) 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法のほか、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法などの適切な運用により、また、本計画、市町村計画等の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を推進します。

その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、関係行政機関相互間の適正な調整を図ります。

(2) 県土の保全と安全性の確保

県土の保全と安全性を確保し、災害に強い県土をつくるため、地形等自然条件と土地利用配置との適合性等に配慮しつつ、適正な土地利用への誘導を図るとともに、道路や橋梁等既存施設の計画的な維持管理を行い、「八山系砂防総合整備計画」や「新五流域総合治水対策プラン改定版」に基づく土砂災害対策、治水対策を進めます。

また、渇水に備えるため、水利用の合理化、水意識の高揚、安定した水資源の確保等の総合的な対策を推進します。

森林については、間伐等森林の整備、保安林の適切な管理及び治山施設の整備等を進め、災害に強い森林づくりを推進します。

また、局地的な大雨や集中豪雨に対する水害対策や、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、建物の耐震化等の大規模地震対策を進めるとともに、市街地等において地域防災計画に基づく防災拠点の整備、諸機能の分散配置、避難地・避難路となるオープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化、危険地域についての情報の周知等を図ります。

(3) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

清流とふるさとの美しい自然を守るために、多様な森林整備等による森林が持つ水源涵養機能の維持増進や農業振興等による農地の保全により、森林や農業が持つ多面的な機能を発揮するための取組を進めます。

岐阜県希少野生生物保護条例、岐阜県レッドデータブックに基づき、希少な野生生物及びその生息・生育地の生態系については、その重要性に応じて、開発規制等を行い、適正な保全を図ります。二次的な自然については、適切な農林業活動や民間・NPO等による保全活動の促進、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図るとともに、生物多様性が減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上・量的確保を図ります。また、地域固有の生態系を保全する観点から、外来生物対策に取り組むとともに、森林・田畑・河川・水路などの生息・生育地の連続性を確保し、生態系のネットワーク化に配慮します。

良好な環境の維持のため、地域の実情に応じた汚水処理施設の効率的な整備により水

質浄化と生活環境の保全に取り組むとともに近隣県と一体となった上下流連携の強化により流域全体の水源地の保全、水質保全、環境保全対策を促進します。また、大気環境の保全、埋め立ての規制等による土壌汚染の防止、土壌汚染調査等による汚染土壌に起因する被害の防止・対策に努めます。

さらに環境教育の担い手育成と活躍の場の確保を通して環境教育を充実化し、県民の環境に配慮した自主的行動を促進します。

循環型社会づくりについては、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを一層進めつつ、発生した廃棄物の適正な処理を行うために環境保全に十分配慮し、必要な用地の確保を図るとともに、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の未然防止と不適正処理案件の早期発見、早期措置に努めます。

地球温暖化対策等地球環境に対する負荷の低減については、省エネルギーやバイオマス等の次世代エネルギーの導入への取組とともに、都市における緑地・水面等の効率的な配置、公共交通機関の利用促進や円滑な交通体系の構築等による環境負荷の小さな都市等の形成に向けて適切な土地利用を図ります。さらに、二酸化炭素の吸収源となる森林・農地や都市緑地等の適切な保全・整備と合わせ、歴史的・文化的風土の保存、文化財の保護等を行うため、開発行為等の規制を行います。

また、地域特性を踏まえた計画的な取組を通じて、都市においては美しく良好なまちなみ景観や緑地・水辺景観の形成、農山村においては二次的自然としての景観の維持・形成を図るとともに、地域の実情を考慮し、住民の意向も十分踏まえた景観の形成を図るため、多くの市町村が景観法に規定される景観行政団体となるように支援していきます。

事業の実施段階において環境影響評価を実施すること、事業の特性を踏まえつつ、公共事業等の位置・規模等の検討段階において環境的側面の検討を行うことなどにより、環境に適切な配慮をして、土地利用の適正化を図ります。

（４）活力ある県土の構築

モノづくり産業の振興のため、新たな工業団地の整備を行い、関連企業の集積を図ります。また、外的要因、経済変動に強く、かつ、バランスのとれた産業構造の構築を目指し、今後の市場拡大や成長が期待される航空宇宙産業等、成長分野の集積を図ります。観光交流の一層の拡大のため、地域の観光資源のさらなる魅力向上と自立した観光地域づくりを促進するとともに、昇龍道プロジェクト等近隣県と連携した広域観光を推進します。

売れる農林畜水産業を実現し、地域住民の所得を確保することによって、持続可能な農山村をつくるため、農畜水産業については6次産業化や新たな農業ビジネスの創出によって高付加価値化した県農畜水産物の生産や輸出の促進等による販路の拡大等、林業については生産性の向上や県産材の需要拡大等を図ります。

まちなかの定住・交流や産業育成を図るため、県内への移住者推進体制の強化によって人が集まり、経済が循環する拠点性の高い地域をつくとともに、今後一層進む高齢化に向けて、医療、福祉、介護などの各種サービス機能を中心市街地に集約することにより、高齢者が安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

一方で、人口減少地域においては、生活を支える公共交通の確保を図ります。

産業経済発展の基礎となる道路については、広域的な交流拡大や地域間の連携を促進し、観光交流の活性化やモノづくり産業の振興につながる東海環状自動車道等の高規格幹線道路及び地域高規格道路について優先的に整備を進めていきます。

（５）土地の有効利用の促進

利用区分別の土地利用においては、人口減少に伴う土地需要及び開発圧力の低下によって

懸念される土地の非効率な利用を防止し、持続可能な県土利用につなげていくため、土地の有効利用を促進します。

○農地

生産性の向上を図るため、平坦地域においてはほ場の大区画化等の整備を集中的に進め、担い手への農地の利用集積を図るとともに、中山間地域においては地域の特性を活かした農業が展開できるよう地域の実情に応じた基盤整備を行います。また、農業の担い手の育成・確保及び農地中間管理事業による担い手への農地集積、鳥獣害対策等により耕作放棄地の拡大防止に努め、農地の有効利用を図ります。

○森林

多様な森林利用に対応するため、森林が本来の生育環境に適した配置となるよう「100年の森林づくり計画」を策定し、それに基づいた整備・保全を行います。

木材生産を重視した森林においては、木質バイオマス利用を含めた県産材の利用拡大のため、森林施業の集約化、林内路網の整備、高性能林業機械の導入による生産性向上を図るとともに、再生林による森林の適正な更新を促進します。

また、木材生産に適していない森林は環境保全を重視することとし、奥地等の森林はそのまま保全等するほか、自然とのふれあいの場に適した森林は森林環境教育やレクリエーション利用の場等として総合的な利用を図ります。

○道路

長期的な道路整備計画である「県土1,700km骨格幹線ネットワーク構想」の実現等を通じて計画的な道路整備を推進します。また、公共・公益施設の共同溝への収容や無電柱化、既存道路空間の再配分などにより道路空間の有効利用を図り、良好な道路景観を形成します。

農道及び林道については、農林業の生産性の向上や農地、森林の適正な維持管理、農山村の生活環境の向上に資するよう整備を促進します。

○宅地

住宅地については、低・未利用地とともに空き家及び大型団地の空室等を含む既存住宅のストック等の有効利用を図ります。空き家については、移住定住希望者用の住宅あるいは高齢者向け住宅としての再利用を推進するため、空き家バンクの充実化やニーズに対応した改修を進めます。また、倒壊等の著しい危険がある空き家等については除却等の措置を進めます。

工業用地については、他地域との連携、交通インフラ整備、産業の構造変化や工場の立地動向を踏まえた工業用地の整備を計画的に進めるとともに、既存の工業団地の未分譲地や工場跡地等の有効利用を促進します。その際は、地域社会との調和や公害の防止に留意します。

その他の宅地については、都市機能の適正な配置に配慮し、低・未利用地、既存宅地の有効利用を進めます。

(6) 土地利用の転換の適正化

土地利用の転換を図る場合には、容易には復元できないことや周辺への影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととします。そのため、森林、原野、農地、

宅地等の相互の土地利用の転換は慎重な配慮のもとで計画的に行います。また、転換途上であってもこれらの条件の変化を勘案して必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講じます。

特に、人口が減少しているにも関わらず、農林業的土地利用を含む自然的土地利用等から都市的土地利用への転換が依然として続いている一方、都市の低・未利用地や空き家が増加していることを考慮し、これらの有効活用を通じて、自然的土地利用からの転換を抑制することを基本とします。

○農地

農地を他用途に転換する場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域景観等に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整をしつつ、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用による無秩序な転用抑制及び優良農地の確保を通じて、地域の環境を保全するとともに地域の状況に応じた総合的かつ計画的な土地利用を図ります。

○森林

森林を他用途に転換する場合には、森林資源の保全と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下を防止することを十分に考慮して、周辺の土地利用との調整を図ります。

○大規模開発等

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範囲であるため、周辺地域も含めて環境影響評価を実施する等事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保、環境等に配慮しつつ、適正な土地利用転換を図ります。また、太陽光発電施設などの次世代エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観に配慮しながら適正な実施に留意します。

これらの実施に先立ち、地域住民の意向等地域の実情を踏まえた上で、市町村の各種計画との整合を図ります。

(7) 県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発

県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査等土地に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図ります。さらに、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図ります。

(8) 指標の活用

計画の推進等に当たっては、各種指標等を活用し、県土利用を取り巻く状況や県土利用の現況等の変化及びこれらの分析を通じて、計画を推進するうえでの課題を把握し、適宜改善を図りながら、計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じます。

おわりに

本計画では、持続可能な県土利用を行うため、「安心して暮らせる県土利用」、「清流と自然を守り美しくゆとりある県土利用」、「地域の活力が創出される県土利用」の基本方向を示していますが、これらを実現するために必要な土地利用の転換には数十年単位の期間を要することがあります。したがって、計画期間を超えた長期的な見通しの上に地域の合意形成を進めるなど、長期の視点から取り組んでいくことが求められます。

また、人口減少下で、これらを実現していくためには、土地利用や国土管理の手法等について新たな知見が必要となることが想定されます。このため、本計画を具体化するための手法や様々な主体の役割等については、計画策定後、さらに検討を進めていくこととします。

【参考資料】

付表1 土地の利用区分

区 分	定 義
農 地	農地法第2条第1項に定める農地
森 林	林道面積を除いた国有林と民有林の合計
原 野 等	森林以外の草生地（採草放牧地を含む。）から国有林に係る部分を除いた土地
水面・河川・水路	水面、河川及び水路の合計
道 路	一般道路、農道及び林道の合計（車道部、歩道部、自転車道部及び法面等）
宅 地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地（住宅地、工業用地、その他の宅地）
その他	県土面積から「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」を除いた土地